

事務連絡
令和6年2月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課
予防接種課

麻しんの国内外での増加に伴う注意喚起について（再周知）

麻しんについては、「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（令和5年5月12日付け厚生労働省健康局結核感染症課・予防接種室事務連絡。以下「別紙事務連絡」という。）等にて注意喚起及び対応の徹底をお願いしているところです。

今般、海外において、麻しんの流行が報告されており、特にヨーロッパ地域における症例報告数は前年度の30倍以上に急増し、入院を要する重症例や死亡例も確認されています。また、訪日外客数が多い地域である東南アジア地域についても、世界的に麻しんの症例報告数が多い地域の一つとなっています。

また国内においては、既に海外からの輸入症例が契機と考えられる事例報告もあり、今後、輸入症例や国内における感染伝播事例が増加することが懸念されます。

こうした状況を受けて、今般、国立感染症研究所において、最近の海外の感染状況を踏まえた国内における麻しん症例の発生や流行の拡大の可能性についてのリスク評価を発出しましたので、お知らせいたします。（※）。

貴自治体におかれては、上記リスク評価を踏まえ、管内の保健所及び医療機関等に対し、別紙事務連絡に基づく注意喚起を改めて行っていただくとともに、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）に基づく対応の徹底をお願いいたします。また、麻しんの疑い事例発生時には、厚生労働省及び国立感染症研究所への一報をお願いいたします。

なお、別紙事務連絡について、一部改正しております。（改正部分は下線）

（※）麻しんの発生に関するリスクアセスメント（2024年第一版）

（国立感染症研究所）（2024年2月22日）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/hassei/12534-measles-risk-assess.html>